

静岡県税賦課徴収条例の一部改正について（お知らせ）

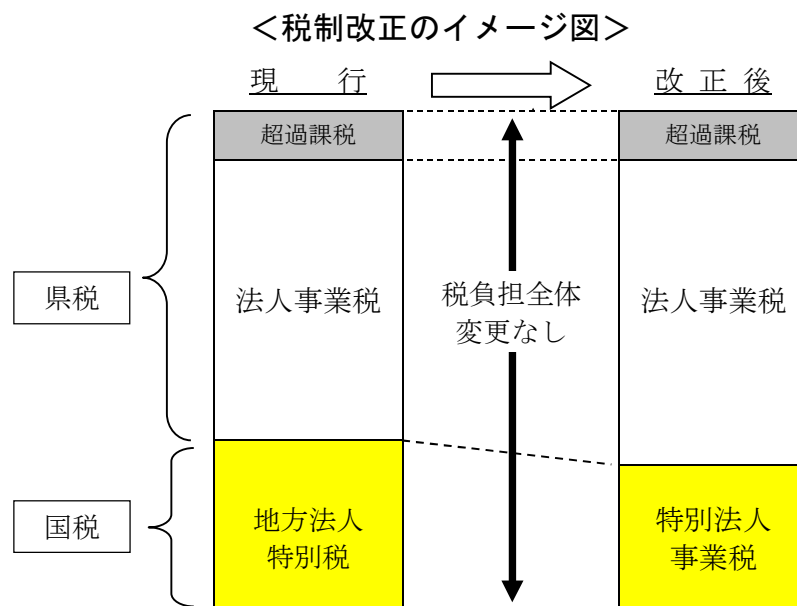
静岡県
令和元年7月

日頃、県税務行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より、新たな地方法人課税の偏在是正措置として、地方法人特別税（国税）に代わり特別法人事業税（国税）が創設されることに伴い、6月県議会において静岡県税賦課徴収条例を改正し、法人事業税の税率を変更しましたのでお知らせします。

特別法人事業税創設に伴う県税賦課徴収条例の一部改正の概要

- ・令和元年10月1日より、地方法人特別税（国税）に代わり特別法人事業税（国税）が創設され、併せて法人事業税の税率が変更となります。
- ・税負担全体（国税＋県税）に変更はありません。また、超過課税の負担も変更はありません。



※ 今回の改正は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。詳しくは裏面をご確認ください。（県ホームページに税率のデータ等を掲載しています。<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/jigyousei.html#houjin>）

【お問合せ・電話番号】

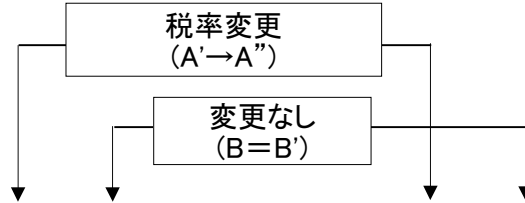
下田財務事務所 課税課	0558-24-2014
沼津財務事務所 直税第1課	055-920-2029
静岡財務事務所 直税第1課	054-286-9160
浜松財務事務所 直税第1課	053-458-7141
静岡県庁税務課 直税班・税制広報班	054-221-2041、054-221-2337

法人事業税の税率改正

○超過税率（C' 又はC）が適用される法人

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、所得が年3,000万円超（収入金額課税法人にあっては収入金額が2億4,000万円超）の法人

※上記に該当しない場合は標準税率A''（令和元年9月30日以前に開始される事業年度については暫定措置法の税率A'）が適用されます。



法人区分	所得等区分	令和元年9月30日以前に開始される事業年度					令和元年10月1日以後に開始される事業年度					
		【参考】標準税率 A	暫定措置法の税率 A'	超過分 (標準税率 × 5%) A × 5% = B * 1	超過税率 C = A' + B	【参考】地方法人特別税 (国税)	標準税率 A''	超過分 (特別法人事業税創設前の標準税率 × 5%) A × 5% = B'	超過税率 C' = A'' + B'	【参考】特別法人事業税 (国税)		
資本金1億円超の普通法人	付加価値額	1.20	1.20	0.060	1.260	-	1.20	0.060	1.260	-		
	資本金等の額	0.50	0.50	0.025	0.525	-	0.50	0.025	0.525	-		
	所得	年400万円以下	1.90	0.30	0.095	0.395	1.243	0.40	0.095	0.495	1.040	
		年400万円を超え年800万円以下	2.70	0.50	0.135	0.635	2.071	0.70	0.135	0.835	1.820	
		年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人 * 2	3.60	0.70	0.180	0.880	2.899	1.00	0.180	1.180	2.600	
特別法人	所得	年400万円以下	5.00	3.40	0.250	3.650	1.469	3.50	0.250	3.750	1.208	
		年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人 * 2	6.60	4.60	0.330	4.930	1.987	4.90	0.330	5.230	1.691	
		年400万円以下	5.00	3.40	0.250	3.650	1.469	3.50	0.250	3.750	1.295	
・ 資本金1億円以下の普通法人 ・ 公益法人等 ・ 投資法人等	所得	年400万円を超え年800万円以下	7.30	5.10	0.365	5.465	2.203	5.30	0.365	5.665	1.961	
		年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人 * 2	9.60	6.70	0.480	7.180	2.894	7.00	0.480	7.480	2.590	
		収入金額	電気供給業 ガス供給業 保険業 を営む法人	1.30	0.90	0.065	0.965	0.389	1.00	0.065	1.065	0.300

* 1 超過分Bの税率は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度に適用。

* 2 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所を持っている法人。